

(仮称) 古河市新公会堂の整備に向けた検討報告書

令和4年9月

古河市文化施設整備検討委員会

目次

1. はじめに	1
2. 市内の文化施設等の現状	2
(1) 古河市公会堂等の歴史と役割	
(2) 文化施設の状況	
(3) 公的催事の状況	
3. 新公会堂の必要性や役割	4
(1) 新公会堂の必要性	
(2) 新公会堂の目指す姿	
4. 建設エリア候補地の選定	6
(1) 建設候補地選定の経過	
(2) 今後の建設候補地の検討	
5. 実現までのスケジュール	10
(1) 前提条件	
(2) 想定スケジュール	
6. 事業推進に向けた今後の課題	11
(1) 今後の課題	
7. 市民参加の必要性	12
(1) 市民参加の必要性	
8. 参考	13
(1) 上位計画	
(2) 関連計画	
◇ 資料編	
1 (仮称)古河市新公会堂の整備に向けた検討の経過	18
2 古河市文化施設整備検討委員会メンバー	18
3 古河市文化施設整備検討委員会設置要綱	19

1. はじめに

古河市は平成17年9月の1市2町による合併以来、県西地域の中心的都市としての役割を担いつつ、市民の一体感の醸成と発展の基盤づくりに取り組んできました。

一体感の醸成では、何よりも市民が新しい市に愛着と誇りを持つことが大切であるため、三尺玉を特色とした花火大会や市の花のはなももを冠したマラソン大会等、古河ならではのイベントを開催し、市の知名度向上に努めつつその醸成をしてきました。発展の基盤づくりでは、安定した財政基盤づくりが大切であるため、幹線道路網の整備と合わせて産業用地を創出し、企業誘致を通じた雇用拡大や地域経済の発展に努めてきました。さらに、市民サービスの面では、旧市町間の統一を図るとともに、子育て支援や福祉、教育の充実に向けた新しい取組を進めてきました。

しかし、文化芸術の振興という点では、「拠点となる総合的な文化施設の整備」が新市建設計画に盛り込まれ、かつ先導的プロジェクトに位置付けられているものの、整備には至っていない状況です。

また、量的な経済成長から心の豊かさや生活の質を重視する時代を迎えた今日、文化芸術の振興は、市民生活やまちづくりにおいて、より重要な要素となっていますが、本市には市民の文化芸術活動を支える集客施設が整備されておらず、現在まで課題となっています。

本検討は、新市建設計画に盛り込まれた総合的な文化施設（以下、「新公会堂」という。）の整備に向けた取組再開に当たり、古河市文化施設整備検討委員会（委員長を副市長とし、委員を各部長とする委員会 以下「庁内検討委員会」という。）を設置して、新公会堂の整備に関する基本的な考え方を整理し、今後の指針となる（仮称）古河市新公会堂の整備に向けた検討報告書（以下、「報告書」という。）を策定するものです。

なお、今後の新公会堂に関する計画の策定に当たっては、市民の皆さまの声を聴き、さらに検討を行い、市民の皆さまと一緒に施設整備に関するビジョンを整理していきます。

※「公会堂」とは、令和3年度の「市長と語ろう まちづくり」の中で、新市建設計画に盛り込まれた文化施設について、公会堂と言う名称を使用しました。かつて合併前の旧古河市に古河市公会堂という文化施設がありましたので、施設のイメージがしやすいのではないかとの思いで、その名称を使用しました。それを踏まえて本報告書でも「公会堂」の名称を使用しています。

2. 市内の文化施設等の現状

(1) 古河市公会堂等の歴史と役割

古河市公会堂（以下、「旧公会堂」という。）が建設される以前の古河市（合併前の旧古河市）では、規模の大きな集会や催事等は主として古河第二小学校の講堂で開催されました。

市制施行 10 周年を迎えた昭和 35 年 10 月、市民文化の殿堂として旧公会堂が竣工すると、市民による音楽の演奏会や発表会、地域劇団の稽古や公演会、民間事業者による音楽や演劇の興行等で利用され、県外を含む近隣自治体から多くの来場者を集めました。また、市の各種の式典、大会、講演会、展示会等の公的な催事会場としても広く利用されました。

このように旧公会堂は、旧古河市及び古河圏域の文化芸術の拠点施設として、また、都市の運営に必要な各種催事が開催できる施設としての役割を担ってきました。

しかし、建設当時は近隣自治体に誇れる近代的な施設でしたが、時間の経過とともに施設や設備の老朽化が進み、敷地や駐車場の狭隘もあって利用者ニーズに応えられない状況が続いていたため、築 48 年を迎えた平成 20 年 12 月閉鎖に至りました。

また、合併前の旧総和町では昭和 50 年に中央公民館、旧三和町では昭和 45 年に中央公民館（平成 30 年にコスモスプラザとして再整備）が建設され、町の成人式や各種の式典等の公的な催事会場として公民館ホールを利用し、多くの町民に親しまれ、その役割を担ってきました。

《参考》旧公会堂の規模

延べ床面積	956 m ²	定員	900 人（いす席 700 人、立席 200 人）
-------	--------------------	----	---------------------------

(2) 文化施設の状況

市内には、いわゆる地域の拠点としての性格を有する公民館や地域交流センター等が合計 13 施設あり、市民の日常的な文化芸術活動の拠点施設として利用されています。

公民館等の施設機能を見ますと、研修室や会議室、調理室を基本とし、さらに建築当時のニーズ等を反映し、舞台付きホールや多目的ホール、音楽室などの諸室が施設ごとの特色として配置されています。

しかし、文化芸術活動の発表や発信の場としての視点からこれらの施設を見ますと、利用者ニーズに十分応えられておらず、市内の利用団体の中には、音響設備や舞台装置等が整い、かつ収容人数の多い近隣自治体の施設を定期的にご利用している団体も見受けられます。

さらに、市内に多くの収容人数を得られる文化施設がないという視点で見ますと、市民にとっては質の高い音楽や演劇等に触れる機会が得にくいことが指摘されています。

（「《参考》主な施設ホール」P. 3 参照）

(3) 公的催事の状況

本市の催事は、集客や参集規模に応じて公民館や地域交流センター等のホールを利用し開催していますが、多数が集う成人式においては体育施設（イーエスはなもも体育館）を利用しています。

対外的な催事に関し、市外から多くの参加者を集める、例えば〇〇全国大会や〇〇関東地区大会等といった各種の広域的会議がありますが、市内には十分な受入施設が無いため、開催地としての受け入れや誘致活動そのものが難しい状況にあります。

県西地域の中心的都市としての期待に応え、多くの集客機会を通じた古河市の全国発信は、本市の知名度向上や地域経済の活性化につながるものであり、県西地域の中心的都市にふさわしい集客施設は、持続的な都市の運営面においても重要な要素と考えられます。

《参考》主な施設ホール

	施設名称	収容人数	駐車台数
市内施設	ユースセンターKI 防水	240 席	172 台
	コスモスプラザ	385 席	176 台
	サンワックスホールスペース U 古河	300 人収容	130 台
	とねミドリ館	1,000 人収容	550 台
市外施設	野木エニスホール（野木町）	(大) 800 席 (小) 280 席	529 台
	アクロス（結城市）	(大) 1,286 席 (小) 367 席	450 台
	ベルフォーレ（坂東市）	704 席	347 台
	総合文化会館（久喜市）	(大) 1,218 席 (小) 308 席	200 台
	文化センター（小山市）	(大) 1,012 席 (小) 450 席	- 台
	栃木文化会館（栃木市）	(大) 1,204 席 (小) 401 席	335 台

※ 小山市の文化センターの駐車台数については、新庁舎建設の影響により不明です。

3. 新公会堂の必要性や役割

(1) 新公会堂の必要性

① 文化行政の重要性

文化芸術に親しむことは、人の心と生活を豊かにし、人と人をつないで相互に理解し尊重し合う土壌を育て、心豊かな社会づくりに貢献します。

また、地域に根差した古河の文化は、古河ならではの歴史や風土から育まれたものです。この古河の文化を継承し、発展させることは、市民の市への愛着を深め、市の魅力を高めることにつながります。

さらに、これまで市内で文化芸術に接する機会が少なかった市民、特に子どもたちや若い世代が質の高い文化芸術に触れ楽しむことは、市民全体の文化芸術の振興につながるとともに、社会参加の機会拡大や共生社会の実現につながる取組（社会的包摂）も期待されているところです。

以上のように、文化芸術の振興は、人づくりやまちづくりにおいて欠かせない重要な要素となっています。

② 新公会堂整備の必要性

文化行政の重要性かつ旧公会堂が果たした役割や、市内の文化施設等の現状を踏まえると、大きく4つの面から新公会堂の必要性が整理されます。

- ◎ 市民の文化芸術活動と交流を支える拠点施設の整備
- ◎ 文化芸術に親しむことができ「次世代の育成」が可能な拠点の整備
- ◎ 文化芸術の大きな力をまちづくりに活かす取組の拡充
- ◎ 都市機能としての集客施設の整備

③ 新公会堂のあり方

新公会堂のあり方については、市民の文化芸術活動と交流の拠点機能をメインとしながらも、県西地域の中心的都市の運営に欠かせないコンベンション機能等を備えた施設とすることが効率的かつ合理的と考えます。

その上で、市のランドマークになるような施設を整備することを念頭に、市民が誇りと愛着を持ち、市外の方も訪れたい文化芸術の拠点施設としての整備を目指していきます。

(2) 新公会堂の目指す姿

① コンセプト

「だれもが気軽に文化芸術を体感し、表現できる空間と、次世代への機会の創出」

※ コンセプトについては、庁内検討委員会で検討した結果のひとつになりますが、今後、市民の意見を聴取し、新公会堂に関する計画へ反映します。

② 基本的な役割

(ア) 文化芸術の拠点

- ・質の高い文化芸術を提供できる場所として、市民の文化芸術活動を支えるとともに、古河の文化を継承し、市の魅力を高め発信していきます。

(イ) 新たなコミュニティの形成

- ・市民や来訪者が気軽に集い利用できる施設にするとともに、文化芸術を通じた多様な交流の機会を提供し、新たなコミュニティの形成を図ります。

(ウ) 次世代の育成

- ・子どもたちから若い世代に「見る・触れる・参加する」機会を創出し、創造力と豊かな心を育みます。

(エ) まちづくりの推進

- ・今後の市のまちづくりを担う施設として、ユニバーサルデザインに配慮し、親しみやすく利用しやすい、まちづくりの拠点となるような集客施設を目指します。

4. 建設エリア候補地の選定

(1) 建設候補地選定の経過

① 選定の視点

新公会堂の建設場所は計画段階における最も重要な検討要素です。本市の場合、新設となるためゼロベースで適地を選定していくとともに、建設エリア候補地（以下、「候補地」という。）という概念で検討を進めます。

候補地の検討に当たっては、下記のア～キの7つの視点を重視して行いました。

○7つの視点

関連計画	ア	上位計画（新市建設計画など）
	イ	都市計画（市街化区域等、古河市都市計画マスタープランなど）
	ウ	公共施設等総合管理計画（市有地の有効活用など）
エリアの特性	エ	洪水ハザードマップ（洪水浸水想定区域、想定浸水深、浸水対策など）
	オ	交通利便性（交通アクセス、古河駅との距離など）
	カ	周辺まちづくりへの波及効果
	キ	その他（人口重心など）

② 選定の経過及び結果

庁内検討委員会では、7つの視点を踏まえ総合的に勘案した結果、概ね市内全域に分布する6つのエリアを候補地として検討を行いました。

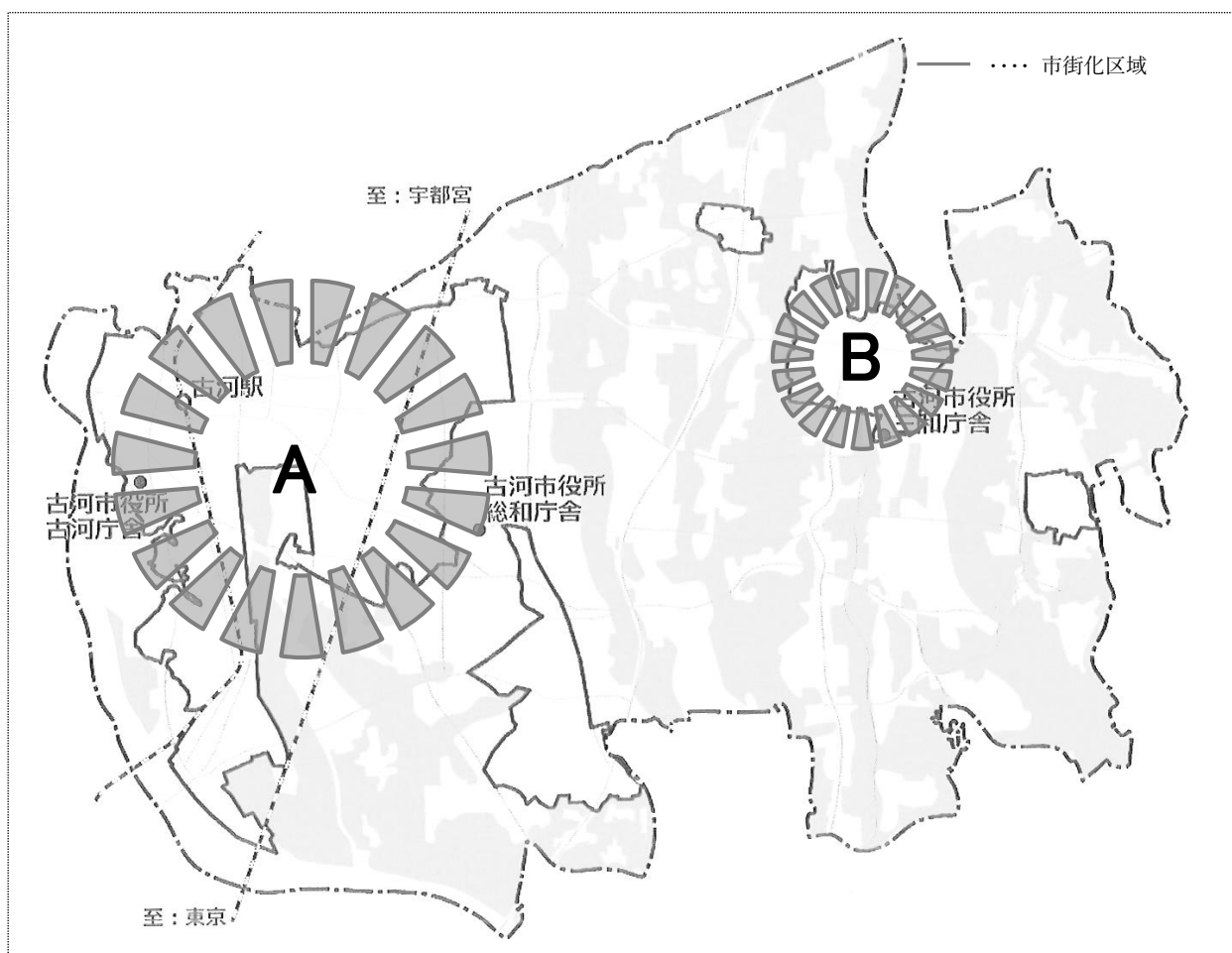
まず、候補地の多くが洪水浸水想定区域内にあることから、BCP(事業継続計画)の策定やそれに基づく行動による災害リスク低減等に取り組むことを前提条件とし、また、造成計画についても最大限の対応をしていくことを条件とすることを確認しました。

しかし、どの候補地も敷地の条件と考える「敷地の広さの確保、用途地域や道路条件などの適合」について、現時点では課題があることから、改めて市街化区域を中心に候補地の検討を行いました。

その結果、敷地の条件に関する課題を整理することを前提に、古河市都市計画マスタープランの都市計画が目指すまちづくりの方針や古河市立地適正化計画の都市機能誘導区域（古河駅周辺、古河駅東部、諸川周辺）の位置付けなどを考慮し、「**古河駅周辺から古河駅東部周辺エリア**」(A)、「**諸川周辺エリア**」(B)の2つのエリアを候補地としました。

(「**《参考》6つの建設エリア候補地 検討表**」P. 8、9参照)

《参考》建設エリア候補地位置図



(2) 今後の建設候補地の検討

① 建設候補地の検討

今後の候補地の選定に当たっては、ア)敷地面積、イ)都市計画上の法的制限、ウ)交通の利便性、エ)周辺まちづくりへの波及効果などの視点で検討するとともに、市民の意見や市民参加の委員会からの提言なども参考にして、検討します。

また、(A)と(B)の2つのエリアは現時点での候補地であり、今後、建設候補地としての適地があった場合は、改めて候補地に加えて検討します。

《参考》6つの建設エリア候補地 検討表

建設エリア 候補地	視点 (優良項目)	優良項目の説明	実施上の課題
1 案	ア	・都市拠点エリア内にある。	<ul style="list-style-type: none"> ・建物が立地していない用地の確保が課題となる。 ・想定浸水深 0.5～3.0m未満 (想定最大規模)
	イ	・市街化区域、古河駅周辺都市拠点エリア内、古河駅周辺都市機能誘導区域にある。	
	ウ	・－	
	エ	・－	
	オ	・古河駅に近接。 ・既存の幹線道路網が充実。また、古河駅東部土地区画整理事業区域内の新しい道路網が活用でき、交通利便性の向上が見込める。	
	カ	・既存市街地の促進につながる。	
	キ	・－	
2 案	ア	・新都市拠点エリア内にある。	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域(一部)かつ優良農地エリアのため、土地利用転換が大きな課題となる。 ・想定浸水深 5.0～10.0m未満 (想定最大規模) ※ 隣接の畑地は 3.0～5.0m未満
	イ	・市街化区域(一部)、都市核エリア内(一部)、にある。	
	ウ	・－	
	エ	・－	
	オ	・南古河駅予定地に近接、古河駅に近接。 ・筑西幹線道路(構想)や西牛谷辺見線と桜町上辺見線(国道4号まで)の整備により、飛躍的な交通利便性の向上が見込まれる。	
	カ	・古河駅東部土地区画整理事業区域に隣接しており、文化施設の立地を通じた都市機能の向上により、古河駅東部都市拠点エリアの形成促進に貢献できる。 ・大堤南部土地区画整理事業計画区域の促進につながる。	
	キ	・南古河駅予定地周辺は大堤南部土地区画整理事業計画区域になっており、優良農地が広がる田園エリア(一部)は、三方が市街化区域に囲まれるとともに、古河駅東部土地区画整理事業区域(都市核エリア)と隣接かつ幹線道路で結ばれており、都市的な開発ポテンシャルが高いエリアである。	
3 案	ア	・文化交流拠点エリア内にある。	<ul style="list-style-type: none"> ・想定浸水深 0.5～3.0m未満 (想定最大規模)
	イ	・市街化区域、古河駅東部都市拠点エリア内、古河駅東部都市機能誘導区域にある。	
	ウ	・市有地が活用できる。	
	エ	・－	
	オ	・古河駅に近接。 ・既存の幹線道路網が充実。また、古河駅東部土地区画整理事業区域内の新しい道路網が活用でき、交通利便性の向上が見込める。	
	カ	・新市街地(古河駅東部土地区画整理事業区域)形成の促進につながる。	
	キ	・－	

建設エリア 候補地	視点 (優良項目)	優良項目の説明	実施上の課題
4 案	ア	・行政・文化拠点エリアに隣接している。	・市街化調整区域のため、土地利用転換が課題となる。 ・想定浸水深 0.5～3.0m未満 (想定最大規模)
	イ	・－	
	ウ	・－	
	エ	・－	
	オ	・筑西幹線道路(構想)の西伸により、特に三和地区方面から飛躍的なアクセス向上が見込める。	
	カ	・本市を代表するスポーツ・文化施設ゾーンとして、新しい拠点が形成される。	
	キ	・市の人口重心に近接している。(人口重心は古河市イーエス中央運動公園の北側地点／平成 27 年国勢調査結果を基に算出)	
5 案	ア	・－	・古河駅から遠い。
	イ	・市街化区域、諸川周辺地域拠点エリア内、諸川周辺都市機能誘導区域にある。	
	ウ	・市有地が活用できる。	
	エ	・浸水のおそれがないため、防災拠点機能を確保することが可能である。	
	オ	・新 4 号国道が付近にある。	
	カ	・既存市街地の促進につながる。	
	キ	・－	
6 案	ア	・文化交流拠点エリア内にある。	・古河駅から遠い。 ・市街化調整区域のため、土地利用転換が課題となる。
	イ	・－	
	ウ	・市有地が活用できる。	
	エ	・浸水のおそれがないため、防災拠点機能を確保することが可能である。	
	オ	・境古河インターチェンジが付近にある。	
	カ	・新しい拠点が形成される。	
	キ	・－	

- ※ 視点内容 【関連計画】
- ア・・・上位計画（新市建設計画など）
 - イ・・・都市計画（市街化区域等、古河市都市計画マスタープランなど）
 - ウ・・・公共施設等総合管理計画（市有地の有効活用など）
- 【エリアの特性】
- エ・・・洪水ハザードマップ（洪水浸水想定区域、想定浸水深、浸水対策など）
 - オ・・・交通利便性（交通アクセス、古河駅との距離など）
 - カ・・・周辺まちづくりへの波及効果
 - キ・・・その他（人口重心など）

5. 実現までのスケジュール

(1) 前提条件

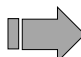


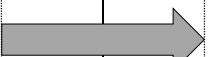
- ・市が直営で事業を実施した場合（従来の公共事業方式）
- ・建設候補地を市街化区域とした場合

(2) 想定スケジュール

各プロセスは、標準的な期間としています。

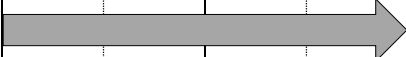


なお、スケジュールについては、今後の状況により変更になる場合があります。

① 庁内検討委員会から計画まで

プロセス (実施内容)	令和4年度	1年目 (令和5年度)	2年目 (令和6年度)	3年目 (令和7年度)
庁内検討委員会				
調査・計画準備				
基本構想				
基本計画				

※ 市民参加の委員会の設置や市民アンケートの実施を基本構想の段階（令和5年度）から行い、市民の意見を聴取し、新公会堂に関する計画へ反映します。

② 設計から開館まで

プロセス (実施内容)	4年目 (令和8年度)	5年目 (令和9年度)	6年目 (令和10年度)	7年目 (令和11年度)	8年目 (令和12年度)
基本・実施設計					
建設工事					
開館準備					

6. 事業推進に向けた今後の課題

(1) 今後の課題

① 基本構想や基本計画の検討

新公会堂の基本構想や基本計画の策定の中で、施設の目的やニーズの把握、立地・規模の確定、施設イメージの集約などの検討を行い、コンセプト決定や与条件の整理に取り組んでいきます。その計画に市民の意向を反映させる必要があることから、様々な方法を使って、市民からの要望や意見を聴取し検討を行う必要があります。

② 建設候補地の検討

庁内検討委員会では、古河市都市計画マスタープランの都市計画が目指すまちづくりの方針や古河市立地適正化計画の都市機能誘導区域の位置付けなどを考慮し、2つの建設エリアを候補地としました。

今後、候補地の選定に当たっては、敷地面積、都市計画上の法的制限、交通の利便性、周辺まちづくりへの波及効果などの視点で整理するとともに、市民の意見や市民参加の委員会の提言などを参考にし、さらに検討して決定していくことが必要となります。

③ 事業費及び財源の検討

新公会堂の機能や諸室などの施設の規模が整理されていないため、事業費の試算を行うことは出来ませんが、新公会堂としての質の確保と安全性などを考えながら、可能な範囲で建設事業費を抑えることも重要と認識し、施設の規模の検討を行う必要があります。

また、少なからず市への財政負担が見込まれる建設事業費及び維持管理費の財源を確保するために、補助金等を含めた外部資金の導入（PFI事業など）の可能性などの事業手法についても検討を行うことが必要となります。

④ 管理運営等の検討

新公会堂が十分な機能を発揮していくためには、管理運営の基本的な方針と専門性のある人材（芸術監督など）の必要性も含めて検討を行う必要があります。

また、施設の運営を民間事業者等に委託すること（指定管理者制度）やコンセッション方式などを検討し、効率的かつ効果的な運営体制を図ることも必要となります。

⑤ 安心と安全の確保

新公会堂のホールなどの広いスペースは、いざという時は市民の安全と安心を守る防災拠点としての役割も求められており、災害発生時における防災活動や支援活動での利活用も考えた施設整備を検討するなど、災害時にも対応できる施設管理も含めての検討が必要となります。

7. 市民参加の必要性

(1) 市民参加の必要性

庁内検討委員会では、今後の新公会堂に関する計画の策定に当たっての指針となる報告書を策定いたしました。

この報告書は新公会堂の整備に関する基本的な考え方を整理したのですが、まだまだ事業推進に向けて多くの課題があります。その課題について、市民の力を借りて解決するとともに、今後の新公会堂に関するビジョンに市民の意向を反映していくことが必要と考えています。そのためにも、市民参加の委員会の設置やワークショップの開催、市民アンケート、関係団体等へのヒアリングなど様々な方法を講じたいと考えていますが、何よりも計画段階からの市民参加が必要となっています。

また、新公会堂の開館後の事業や運営にも市民が参加することは、地域文化の創造や市民活動の支援にもつながり、さらに利用者である市民の意見を反映することは「我がまちのホール」の意識を市民と共有できる効果も期待できることから、管理運営についても市民参加が必要であると考えています。

8. 参考

(1) 上位計画

① 国の文化政策の動向

文化芸術基本法〔平成 13 年公布〕

文化芸術の 意義 (前文)	<p>◆文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。</p> <p>◆文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。</p>
文化芸術の 基本理念 (第 2 条)	<p>◆文化芸術に関する施策の推進に当たっては、</p> <p>◇文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。</p> <p>◇文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。</p>

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律〔平成 24 年公布〕

劇場等の役割 (前文)	<p>◆劇場、音楽堂等は、</p> <p>◇文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。</p> <p>◇個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。</p> <p>◇現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。</p> <p>◇国民の生活においていわば公共財ともいふべき存在である。</p>
劇場等の事業 (第 3 条)	<p>◆創造事業、施設提供、普及啓発、連携強化、国際交流、人材育成、社会包摂</p> <p>※ 条文表現に替えて条文要旨を、上記のとおり表現した。</p>

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律〔平成 30 年公布〕

目的 (第 1 条)	◆障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。
---------------	--

障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画〔平成 31～令和 4 年度〕

基本的な方針	◆基本的な視点 ◇障害者による文化芸術活動の幅広い促進 ◇障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 ◇地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現
施策の方向性	◆鑑賞の機会の拡大、創造の機会の拡大、作品等の発表の機会の確保、芸術上価値が高い作品等の評価等、権利保護の推進、芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援、文化芸術活動を通じた交流の促進、相談体制の整備等、人材の育成等、情報の収集等、関係者の連携協力

② 茨城県の文化政策の動向

茨城県文化振興条例〔平成 27 年公布〕

文化の役割 (前文)	◆文化は、 ◇県民の日々の生活に深く根ざし、長い歴史をかけて積み重ねられ、伝えられてきた英知の結晶であり、郷土への誇りと愛着を深める県民共通の財産である。 ◇私たちの創造力を高め、個性を形づくるものであるとともに、人々の心のつながりを育み、生活を豊かにする社会的な活力の源泉や経済発展の基盤となるなど、大きな力を有している。 ◇人々の価値観の多様化が進む中、東日本大震災を経験し、人と人との絆の大切さが再び強く意識され、物の豊かさに加えて心の豊かさを享受し、潤いに満ちた生活を実現するためには、こうした文化の力を活用することが不可欠である。
芸術の振興 (第 12 条)	◆県は、文学、音楽、演劇、舞踊、美術、書道、写真、メディア芸術、その他の芸術の振興を図るため、これらに関する活動の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第2次茨城県総合計画〔令和4～7年度〕

政策	14 学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城
施策	1 生涯にわたる学びと心豊かにする文化・芸術
取組	<p>◇子どもの豊かな感性や創造性を育むため、優れた芸術を鑑賞し親しむ機会の充実を図るとともに、学校等における文化芸術活動を推進します。</p> <p>◇将来の文化を担う人材の育成と伝統文化の継承のため、必要となる資金及び人材の確保などを支援するとともに、県民等の作品を発表する場の提供などに取り組みます。</p> <p>◇県民が優れた文化芸術に触れる機会を確保するため、県立美術館・歴史館等の環境整備に取り組むほか、文化情報の一元化などにより、効率的・効果的な情報提供を推進します。</p>

③ 古河市の文化政策

新市建設計画〔平成17～令和12年度〕

分野別主要事業	2 とともに学び豊かな心を育む人づくり（教育・文化）
基本方向	<p>◆市民一人ひとりが生涯にわたって生きがいと創造性を育み、豊かな個性と能力を発揮できる環境づくりを推進するため、地域の歴史や風土を大切にしながら、伝統的な文化を継承し、併せて、生涯学習機会の提供や拠点施設の整備を図り、新たな地域文化を創造するまちづくりを推進します。</p>
施策の方針	<p>(3) 地域文化の振興</p> <p>◆文化の香り高いまちづくりを推進するため、市民や文化団体の自主的な文化活動を支援するとともに、創意あふれる人材の育成や地域文化の継承と新たな文化の創造を図ります。</p> <p>◆このため、市民の芸術文化活動の拠点となる総合的な文化施設の整備を図り、地域に根ざした文化の創造に努めます。</p>

第2次古河市総合計画〔令和2～5年度〕

分野別施策の大綱	3 （教育文化）人が育ち文化の息づく古河をつくる
基本方向	<p>◆未来の古河市を心豊かで文化の薫るまちとするためには、知識と教養を身に付け、学んだことを活かしながら地域をより良くしようと行動する市民を育む、教育文化のまちづくりが大切です。</p> <p>◆このため、…（省略）… 向上させていくとともに、市民一人ひとりの目的と意欲に応じた生涯学習環境づくりや、スポーツ・文化活動を楽しめる環境づくりに努めていきます。</p>

古河市教育振興基本計画（後期計画）〔令和4～8年度〕

政策	1 市民のニーズに合った生涯学習の充実
施策	3 生涯学習施設等の充実
取組	1 生涯学習施設等の各種整備と効果的な管理運営
	<p>◆現状と課題</p> <p>◇市民の文化・芸術活動を支え、意識を高めていく上で、「活動の場」「成果を発表する場」「多様な文化・芸術に触れ、体験できる場」は欠かせないものとなっています。</p> <p>◇それらの市民のニーズを的確にとらえた文化施設の整備が求められています。</p> <p>◆課題解決への取組</p> <p>◇文化の拠点施設の整備</p> <p>市民のニーズに的確に対応した、文化の拠点となる施設の整備を検討していきます。</p>

(2) 関連計画

古河市都市計画マスタープラン〔平成30～令和17年度〕

都市の将来像	都市計画が目指すまちづくりの方針
都市計画として目指すまちづくりの方針	<p>◆にぎわい・安らぎのある拠点形成と安全な暮らしの実現</p> <p>～ 1核1拠点構造による集約連携型コンパクトシティを目指す ～</p> <p>◇目指すべき都市の姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の顔となる古河駅周辺の魅力を向上し、都内への通勤者をターゲットとした転入を促進する。 ・諸川周辺の生活利便性の維持・誘導と地域住民の定住を促進する。 ・市街地を中心に人口密度を維持しながら、安全な居住環境を形成する。
目指すべき都市の骨格構造	<p>◆都市の核として都市機能や人口密度の向上を図る「拠点」</p> <p>◇都市核</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古河駅周辺及び古河駅東部エリアで構成される、都市全体の中心的な役割を担う拠点。 ・市の顔として高次都市機能の誘導を図るとともに、集積する既存の生活サービス機能を維持していくことで、都内へ通勤者などのファミリー層・若者の定住促進を目指す。 <p>◇地域拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸川の既存市街地で構成される、周辺地域の居住と生活を支える役割を担う拠点。 ・拠点周辺における居住誘導を図るとともに、高齢者が歩いて暮らすための生活サービス施設の維持・誘導により、将来にわたって住み続けることができる都市機能の充実を目指す。

古河市立地適正化計画〔平成30～令和17年度〕

<p>都市機能 誘導区域</p>	<p>◆誘導区域の方針と誘導すべき機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇古河駅周辺都市機能誘導区域 <ul style="list-style-type: none"> ・古河駅周辺のにぎわいと文化的な魅力ある拠点づくり ・行政、交流、子育て、商業、医療、金融、文化、教育機能 ◇古河駅東部都市機能誘導区域 <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業による居住と一体となった新たな拠点づくり ・行政、交流、子育て、商業、医療、金融、文化、教育機能 ◇諸川周辺都市機能誘導区域 <ul style="list-style-type: none"> ・安心して暮らすことができ定住につながる地域の拠点づくり ・行政、交流、子育て、商業、医療、金融機能
----------------------	--

古河市公共施設等総合管理計画〔令和2～11年度〕

(基本方針、分野別施設方針、古河市公共施設適正配置基本計画)

<p>ファシリティ マネジメント 基本方針</p>	<p>◆基本方針の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇市が保有する土地、建物、インフラ等の市民共有財産を、市の貴重な経営資源と捉えた上で、市行政全般における公共施設等の総合的な管理及び活用に関する取り組みの基本的な考え方を示したものである。 <p>◆ファシリティマネジメントの目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇効率的かつ効果的に公共施設等を管理及び運営するため、「行政改革」、「量の改革」、「質の改革」の3つの改革目標を推進する。 ◇「量の改革」新設の抑制 <p>耐用年数を経過した建物の統廃合や建替えを除き、原則として、新たに公共施設を整備(新設)することを抑制する。ただし、新設することが必要な場合にあっては、既存施設の有効活用を検討した上で、必要最小限の規模で整理するものとし、また、事業手法として、PFIなどによる民間活力の活用についても検討する。</p>
-----------------------------------	--

資料編

- 1 (仮称)古河市新公会堂の整備に向けた検討の経過
- 2 古河市文化施設整備検討委員会メンバー
- 3 古河市文化施設整備検討委員会設置要綱

<資料編> 1 (仮称)古河市新公会堂の整備に向けた検討の経過

(1) 古河市文化施設整備検討委員会における会議

開催日	開催回数	会議内容
R3.12.10	第1回	(1)(仮称)古河市公会堂の再整備に向けた取組 (2)再整備に向けての情報共有(旧公会堂や総合的文化施設について、近隣の施設状況と近年の建設事例など)
R4.1.11	第2回	(1)新公会堂の必要性(役割) (2)建設エリア
R4.2.21	第3回	(1)新公会堂の必要性(役割) (2)建設エリア
R4.5.10	第4回	(1)背景 (2)市内文化施設の現状 (3)文化施設の必要性や役割 (4)建設候補地の選定
R4.6.28	第5回	(1)文化施設の必要性や役割(新公会堂の目指すべき姿) (2)建設エリア候補地の選定 (3)スケジュール (4)事業推進に向けた今後の課題 (5)市民参加の必要性
R4.7.15	第6回	(1)(仮称)古河市新公会堂の整備に向けた検討報告書
R4.8.22	第7回	(1)(仮称)古河市新公会堂の整備に向けた検討報告書

<資料編> 2 古河市文化施設整備検討委員会メンバー

(1) 古河市文化施設整備検討委員会

役職	職名
委員長	副市長
副委員長	企画政策部長
委員	総務部長、財政部長、市民部長、福祉部長、健康推進部長、産業部長、都市建設部長、上下水道部長、教育部長、議会事務局長

※古河市副市長事務分担規程(平成18年訓令第8号)第3条第1号に定める副市長

※古河市行政組織規則(平成17年規則第5号)第9条に定める部長

※古河市議会事務局設置条例(平成17年条例第184号)第2条に定める事務局長

※古河市教育委員会事務局組織規則(平成17年教育委員会規則第4号)第10条第1項に定める部長

<資料編> 3 古河市文化施設整備検討委員会設置要綱

令和3年6月7日

告示第182号

改正 令和4年4月15日告示第119号

(設置)

第1条 市民及び文化団体の自主的な文化活動を支援し、創意あふれる人材の育成及び地域文化の継承並びに新たな文化の創造を図るための芸術文化活動の拠点となる文化施設(以下「文化施設」という。)の整備について検討するため、古河市文化施設整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 文化施設の整備の必要性の検討
- (2) 文化施設の整備に係る資料収集及び調査研究
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文化施設の整備に必要な事項

(委員会の組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。ただし、市長が必要と認めるときは、文化施設の整備に関して識見を有する者を委員として委嘱することができる。

- (1) 古河市副市長事務分担規程(平成18年訓令第8号)第3条第1号に定める副市長(次項において「副市長」という。)
- (2) 古河市行政組織規則(平成17年規則第5号)第9条に定める部長
- (3) 古河市議会事務局設置条例(平成17年条例第184号)第2条に定める事務局長
- (4) 古河市教育委員会事務局組織規則(平成17年教育委員会規則第4号)第10条第1項に定める部長

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長を、副委員長は企画政策部長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理

する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わることはできない。

5 委員長は、軽易な事項又は特に緊急を要する事項については、持ち回り審議により、会議の開催に代えることができる。

6 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、プロジェクト推進課において処理する。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、令和3年6月7日から施行する。

附 則 (令和4年告示第119号)

この告示は、令和4年4月15日から施行する。

(仮称)古河市新公会堂の整備に向けた検討報告書

令和4年(2022年)9月 策定・発行

古河市 企画政策部 プロジェクト推進課

〒306-0291 茨城県古河市下大野 2248 番地

TEL 0280-92-3111(代表) FAX 0280-92-3088